

平成 3 0 年度大気環境の状況について

令和元年 7 月

神奈川県環境農政局環境部

目 次

頁

I 大気汚染常時監視測定結果

1 測定結果の概要	1
2 二酸化窒素 (NO ₂) の状況	3
3 浮遊粒子状物質 (SPM) の状況	5
4 微小粒子状物質 (PM _{2.5}) の状況	7
5 光化学オキシダント (O ₃) の状況	11
6 二酸化硫黄 (SO ₂) の状況	12
7 一酸化炭素 (CO) の状況	13
8 年平均値及び環境基準達成状況	14
(参考1) 微小粒子状物質の成分分析結果	16
(参考2) 光化学オキシダント濃度の新指標の測定値	17

II 有害大気汚染物質等モニタリング調査結果

1 実施期間	18
2 対象物質	18
3 測定地点	19
4 測定方法	20
5 測定結果等	21
(参考1) 大気汚染物質について	27
(参考2) 有害大気汚染物質等について	28

I 大気汚染常時監視測定結果

県は、県内の大気汚染の状況を把握するため、大気汚染防止法の政令市である横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市とともに、同法第 22 条に基づき、大気汚染物質である二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄及び一酸化炭素等の常時監視を行っている。平成 30 年度の測定結果は次のとおりである。

1 測定結果の概要

表 1 一般環境大気測定局^{注1)}における測定結果概要

物 質	環境基準 達成状況	年平均値	概 況
二酸化窒素 (NO ₂)	59 局中 59 局 (100 %)	0.014 ppm	平成 15 年度から引き続き全測定局で環境基準を達成している。 年平均値は、近年、緩やかな低下傾向にある。
浮遊粒子状物質 (SPM)	59 局中 59 局 ^{注2)} (100 %)	0.017 mg/m ³	平成 27 年度から引き続き全測定局で環境基準を達成している。 年平均値は、近年、緩やかな低下傾向にある。
微小粒子状物質 (PM2.5)	46 局中 46 局 ^{注3)} (100 %)	10.6 µg/m ³	平成 28 年度から引き続き全測定局で環境基準を達成している。 年平均値は、近年、横ばいで推移している。
光化学オキシダント (O _x)	60 局中 0 局 (0.0 %)	0.046 ppm ^{注4)}	全測定局で環境基準を達成しなかった。 昼間（5～20 時）の日最高 1 時間値の年平均値は、近年、横ばいで推移している。 光化学スモッグ注意報の発令日数は 8 日、被害届出者数は 13 人で、平成 29 年度（発令日数 8 日、被害届出者数 0 人）と比較して発令日数は変わらないものの、被害者が発生した。
二酸化硫黄 (SO ₂)	51 局中 51 局 (100 %)	0.002 ppm	全測定局で環境基準を達成した。 年平均値は、近年、横ばいで推移している。
一酸化炭素 (CO)	3 局中 3 局 (100 %)	0.3 ppm	昭和 48 年度から引き続き全測定局で環境基準を達成している。 年平均値は、近年、横ばいで推移している。

注 1) 人が常時生活し活動している地域全体の大気環境の状況を常時監視するための測定局で、2 ページの注 1) の自動車排出ガス測定局以外のもの

注 2) 長期的評価（5 ページの浮遊粒子状物質の環境基準の評価方法についての欄を参照）

注 3) 長期基準に関する評価及び短期基準に関する評価（7 ページの微小粒子状物質の環境基準の評価方法についての欄を参照）

注 4) 昼間（5～20 時）の日最高 1 時間値の年平均値

表2 自動車排出ガス測定局^{注1)}における測定結果概要

物 質	環境基準 達成状況	年平均値	概 況
二酸化窒素 (NO ₂)	30 局中 30 局 (100 %)	0.019 ppm	平成 27 年度から全測定局で環境基準を達成している。 年平均値は、平成 14 年度以降低下傾向にある。
浮遊粒子状物質 (SPM)	30 局中 30 局 ^{注2)} (100 %)	0.018 mg/m ³	平成 26 年度から全測定局で環境基準を達成している。 年平均値は、近年、緩やかな低下傾向にある。
微小粒子状物質 (PM2.5)	21 局中 21 局 ^{注3)} (100 %)	11.9 µg/m ³	平成 28 年度から引き続き全測定局で環境基準を達成した。 年平均値は、近年、横ばいで推移している。
一酸化炭素 (CO)	16 局中 16 局 (100 %)	0.4 ppm	昭和 57 年度から引き続き全測定局で環境基準を達成している。 年平均値は、近年、横ばいで推移している。

注1) 自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気環境の状況を常時監視するための測定局

注2) 長期的評価（5 ページの浮遊粒子状物質の環境基準の評価方法についての欄を参照）

注3) 長期基準に関する評価及び短期基準に関する評価（7 ページの微小粒子状物質の環境基準の評価方法についての欄を参照）

2 二酸化窒素 (NO₂) の状況

二酸化窒素は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）60 局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）30 局の合計 90 局で測定を行った。このうち、年間 6,000 時間以上測定した、環境基準の評価対象となる有効測定局は一般局 59 局、自排局 30 局の合計 89 局であった。

※ 二酸化窒素の環境基準の評価方法について

○ 環境基準

1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

○ 環境基準の評価方法

年間にわたる 1 日平均値のうち、測定値の低い方から数えて 98 % に相当するもの（365 日分の測定値がある場合は 358 日目の測定値。以下「年間 98 % 値」という。）が 0.06 ppm 以下であること。

注：有効測定時間が 6,000 時間に満たないものは、環境基準の評価対象とせず、参考値とする。

※ 県の環境目標

二酸化窒素の年平均値が 0.02 ppm 以下であること。

(1) 環境基準等の達成状況

ア 環境基準の達成状況（表 3、図 1）

有効測定局 89 局（一般局 59 局、自排局 30 局）すべてで環境基準を達成した。

表 3 環境基準の達成状況

区分	28 年度	29 年度	30 年度
一般局	60/60 局	60/60 局	59/59 局
	100 %	100 %	100 %
自排局	30/30 局	30/30 局	30/30 局
	100 %	100 %	100 %
全 局	90/90 局	90/90 局	89/89 局
	100 %	100 %	100 %

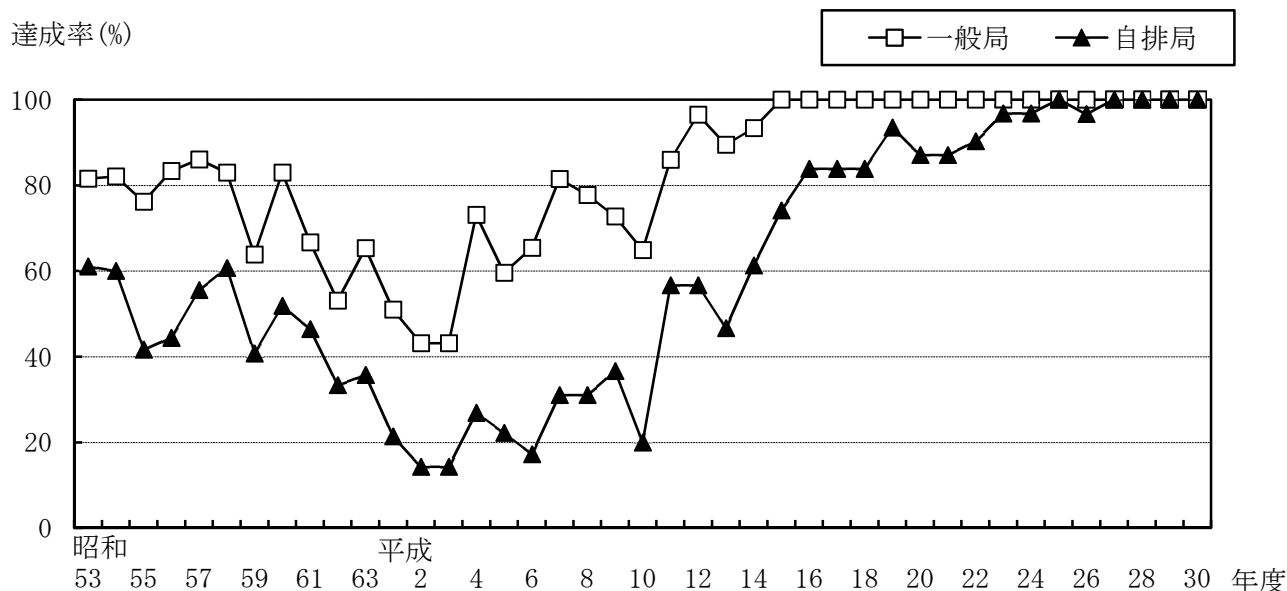


図 1 二酸化窒素に係る環境基準達成率の経年推移

イ 県の環境目標の達成状況（表4）

測定を行った90局のうち85局（一般局60局のうち60局、自排局30局のうち25局）で達成した。達成率は94.4%であり、一般局については、全局で県の環境目標を達成した。

表4 県の環境目標の達成状況

区分	28年度	29年度	30年度
達成局	76/90	76/90	85/90
達成率	84.4 %	84.4 %	94.4 %

(2) 年平均値の経年推移（図2）

89局のうち、一般局59局の年平均値は0.014 ppm（平成29年度0.014 ppm）、自排局30局の年平均値は0.019 ppm（平成29年度0.020 ppm）で、平成29年度と比較して横ばいであった。なお、平成14年以降、一般局、自排局ともに低下傾向にある。

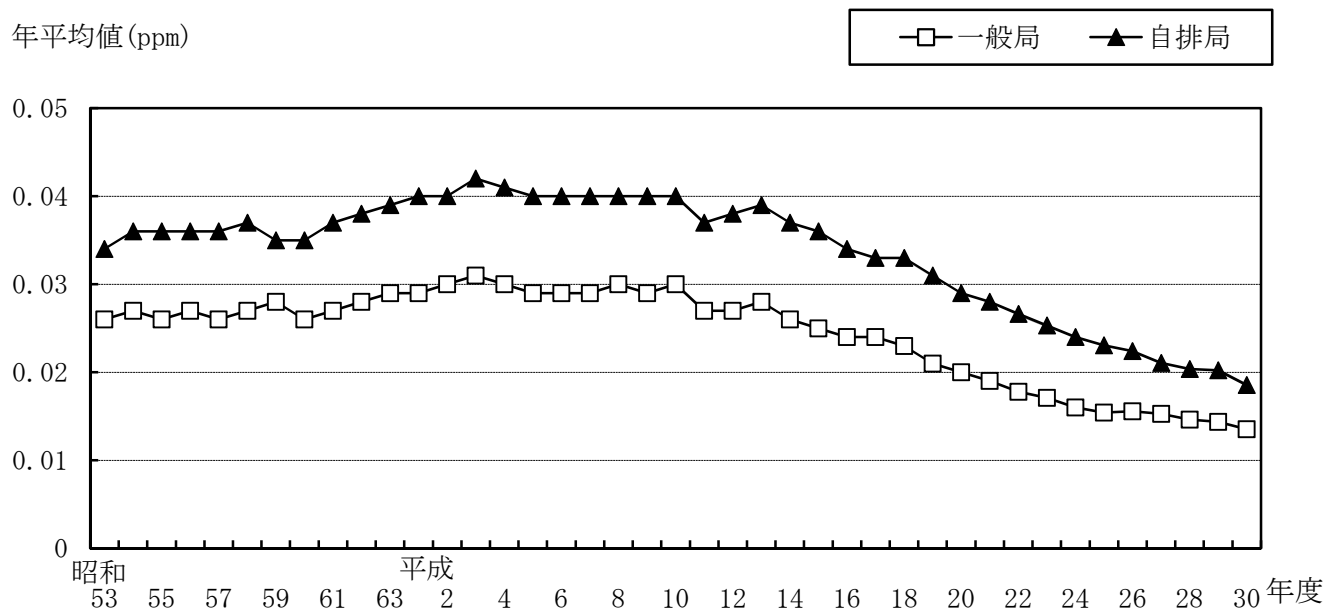


図2 二酸化窒素濃度の年平均値の経年推移

3 浮遊粒子状物質（SPM）の状況

浮遊粒子状物質は、一般局 60 局、自排局 30 局の合計 90 局で測定を行った。このうち、年間 6,000 時間以上測定した、環境基準の評価対象となる有効測定局は一般局 59 局、自排局 30 局の合計 89 局であった。

※ 浮遊粒子状物質の環境基準の評価方法について

○ 環境基準

1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること。

○ 環境基準の評価方法

<長期的評価>

年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、測定値の高い方から数えて 2 % の範囲内にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外した後の最高値（以下「2 % 除外値」という。）が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 を超える日が 2 日以上連続しないこと。

<短期的評価>

すべての 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が、 0.20 mg/m^3 以下であること。

注：有効測定時間が 6,000 時間に満たないものは、環境基準の評価対象とせず、参考値とする。

(1) 環境基準の達成状況（表 5、図 3）

長期的評価による環境基準は、有効測定局 89 局（一般局 59 局、自排局 30 局）すべてで環境基準を達成した。

表 5 環境基準の達成状況

区分	28 年度	29 年度	30 年度
一般局	60/60 局	60/60 局	59/59 局
	100 %	100 %	100 %
自排局	30/30 局	30/30 局	30/30 局
	100 %	100 %	100 %
全 局	90/90 局	90/90 局	89/89 局
	100 %	100 %	100 %

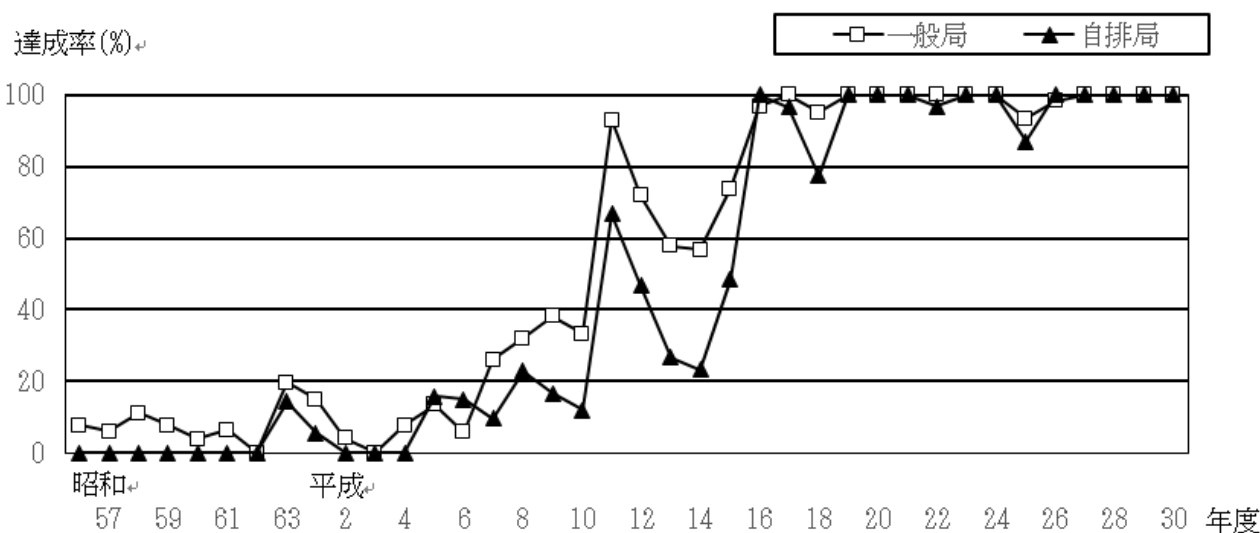


図3 浮遊粒子状物質に係る環境基準（長期的評価）達成率の経年推移

(2) 年平均値の経年推移 (図4)

有効測定局 89 局のうち、一般局 59 局の年平均値は 0.017 mg/m^3 (平成 29 年度 0.017 mg/m^3)、自排局 30 局の年平均値は 0.018 mg/m^3 (平成 29 年度 0.018 mg/m^3) で、平成 29 年度と比較して横ばいであった。

また、近年、緩やかな低下傾向で推移しており、一般局と自排局の差はほとんど見られない。

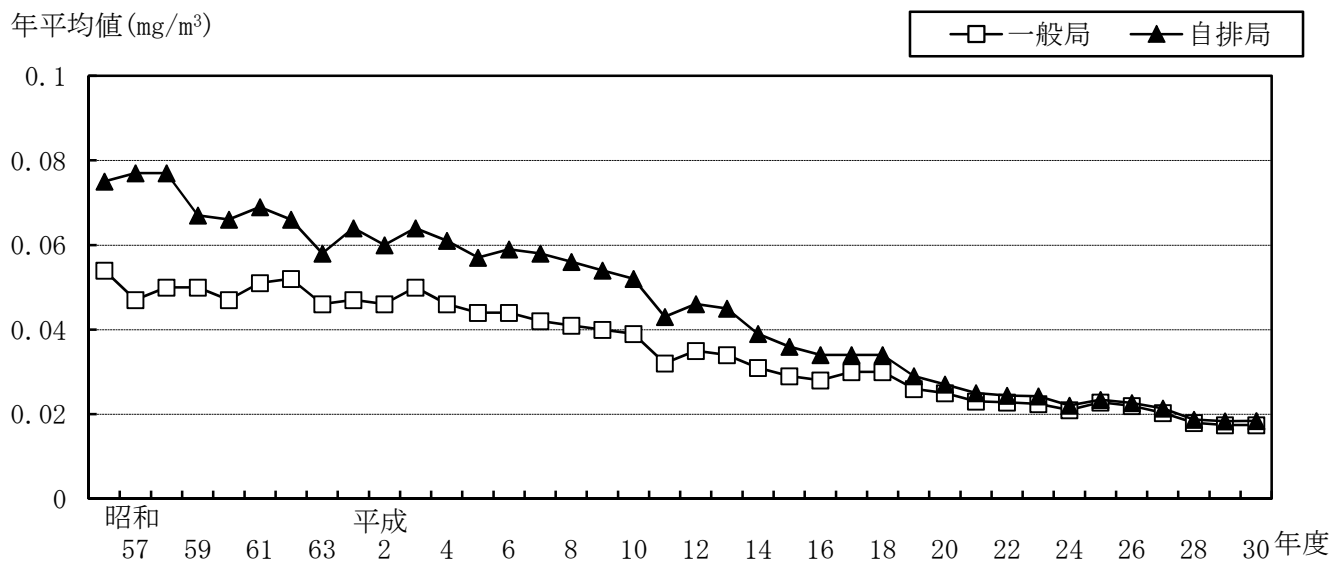


図4 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年推移

4 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の状況

平成 30 年度は、一般局 46 局、自排局 22 局の合計 68 局で測定を行った。このうち、年間 250 日以上測定し、環境基準の評価対象となる有効測定局は一般局 46 局、自排局 21 局の合計 67 局であった。

※ 微小粒子状物質の環境基準の評価方法について

○ 環境基準

1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

○ 環境基準の評価方法

長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した測定局について、環境基準が達成されたと判断する。

<長期基準に関する評価>

1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

<短期基準に関する評価>

年間にわたる 1 日平均値のうち、年間 98 パーセンタイル値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注： 標準測定法と等価性を有する自動測定機で測定している測定局で、かつ、年間測定日数が 250 日以上 の測定局（有効測定局）における測定結果が評価対象となる。

※ 微小粒子状物質の高濃度予報について

県は、国が平成 25 年 3 月に示した「注意喚起のための暫定指針」に基づき、一般局において日平均値 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （暫定指針値）を超える場合に備え、平成 25 年 3 月 9 日から朝 8 時の時点での高濃度予報を開始した。さらに平成 25 年 12 月 5 日からは、午後 1 時の時点での判定を追加し、1 日 2 回の高濃度予報を行っている。

(1) 環境基準の達成状況（表 6、表 7、図 5）

有効測定局 67 局（一般局 46 局、自排局 21 局）すべてで環境基準を達成した。

表 6 環境基準の達成状況

区分	28 年度	29 年度	30 年度
一般局	44/44	45/45	46/46
	100 %	100 %	100 %
自排局	20/20	21/21	21/21
	100 %	100 %	100 %
全 局	64/64	66/66	67/67
	100 %	100 %	100 %

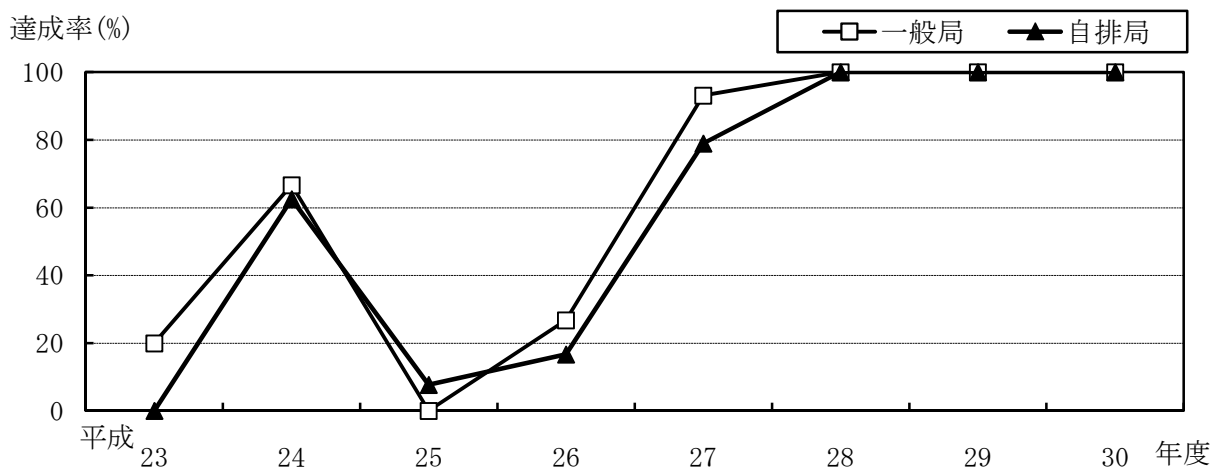


図 5 微小粒子状物質に係る環境基準達成率の経年推移

表7 微小粒子状物質の有効測定局の状況

No	測定局種別	設置主体	測定局名	環境基準達成状況					
				適否*1	長期基準に関する評価		短期基準に関する評価		
					年平均値	評価*2	環境基準超過日数	日平均値の年間98パーセンタイル値	評価*3
							日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	
1	一般環境 大気測定局	横浜市	鶴見区潮田交流プラザ	○	13.9	○	3	31.1	○
2			神奈川区総合庁舎	○	12.4	○	1	29.3	○
3			中区本牧	○	10.3	○	0	24.8	○
4			西区平沼小学校	○	12.0	○	1	28.4	○
5			南区横浜商業高校	○	9.9	○	0	23.4	○
6			保土ケ谷区桜丘高校	○	11.6	○	1	27.3	○
7			磯子区総合庁舎	○	11.7	○	2	29.6	○
8			金沢区長浜	○	9.7	○	0	23.7	○
9			港北区総合庁舎	○	12.4	○	1	28.1	○
10			港南区野庭中学校	○	9.0	○	0	23.3	○
11			旭区鶴ヶ峯小学校	○	9.0	○	0	22.5	○
12			緑区三保小学校	○	9.5	○	0	23.2	○
13			瀬谷区南瀬谷小学校	○	12.6	○	1	26.0	○
14			栄区上郷小学校	○	9.4	○	0	23.8	○
15			泉区総合庁舎	○	13.7	○	5	33.5	○
16			青葉区総合庁舎	○	11.7	○	0	27.0	○
17			都筑区総合庁舎	○	9.1	○	0	21.8	○
18		川崎市	川崎市役所第4庁舎	○	13.5	○	4	31.7	○
19			川崎区役所大師分室	○	13.3	○	3	30.9	○
20			幸スポーツセンター	○	11.6	○	1	28.1	○
21			中原区役所保健福祉センター	○	11.3	○	1	28.5	○
22			高津区生活文化会館	○	12.8	○	1	27.5	○
23			宮前平小学校	○	13.0	○	1	30.1	○
24			麻生区弘法松公園	○	9.7	○	0	23.5	○
25		相模原市	相模原市役所	○	9.1	○	0	26.9	○
26			相模原市相模台	○	9.9	○	0	23.9	○
27			相模原市津久井	○	8.5	○	0	24.4	○
28		横須賀市	横須賀市追浜行政センター	○	11.8	○	1	25.6	○
29			横須賀市久里浜行政センター	○	11.5	○	0	26.1	○
30			横須賀市西行政センター	○	11.3	○	0	26.3	○
31		平塚市	平塚市旭小学校	○	11.2	○	0	24.8	○
32		藤沢市	藤沢市役所	○	12.4	○	0	29.4	○
33			藤沢市湘南台小学校	○	9.4	○	0	23.6	○
34			藤沢市御所見小学校	○	10.5	○	0	25.3	○
35			藤沢市明治市民センター	○	11.1	○	0	24.0	○
36		国	国設川崎（田島）	○	14.2	○	4	33.2	○
37		県	鎌倉市役所	○	8.6	○	0	22.9	○
38			三浦市城山	○	8.8	○	0	20.9	○
39			厚木市中町	○	7.4	○	0	20.5	○
40			大和市役所	○	10.9	○	1	24.0	○
41			海老名市役所	○	6.7	○	0	18.5	○
42			愛川町角田	○	9.4	○	0	23.2	○
43			秦野市役所	○	7.9	○	0	20.8	○
44			寒川町役場	○	9.1	○	0	23.3	○
45			南足柄市生駒	○	6.5	○	0	21.7	○
46			小田原市役所	○	10.0	○	0	29.1	○

No	測定局種別	設置主体	測定局名	環境基準達成状況					
				適否*1	長期基準に関する評価		短期基準に関する評価		
					年平均値	評価*2	環境基準超過日数	日平均値の年間98パーセンタイル値	評価*3
					μg/m ³		日	μg/m ³	
47	自動車排出ガス測定局	横浜市	西区浅間下交差点	○	13.3	○	4	32.1	○
48			戸塚区矢沢交差点	○	12.7	○	2	30.0	○
49			青葉台	○	14.3	○	4	31.3	○
50		川崎市	川崎市役所前	○	12.6	○	3	28.5	○
51			川崎市池上新田公園前	○	12.8	○	0	28.2	○
52			川崎市日進町	○	14.0	○	4	31.8	○
53			高津区二子	○	13.0	○	1	29.5	○
54			多摩区本村橋	○	12.1	○	1	26.0	○
55			宮前平駅前	○	10.5	○	0	23.5	○
56			麻生区柿生	○	13.1	○	1	29.1	○
57		相模原市	相模原市古淵	○	9.3	○	0	24.5	○
58			相模原市上溝	○	10.6	○	0	25.7	○
59		横須賀市	横須賀市小川町交差点	○	12.6	○	1	28.1	○
60		藤沢市	藤沢橋	○	12.8	○	2	27.5	○
61		県	鎌倉市岡本	○	11.2	○	1	26.2	○
62			厚木市金田	○	9.0	○	0	22.3	○
63			厚木市水引	○	11.7	○	2	26.8	○
64			大和市深見台交差点	○	11.9	○	0	26.6	○
65			茅ヶ崎駅前交差点	○	12.6	○	2	27.7	○
66			秦野市本町	○	7.8	○	1	22.8	○
67			伊勢原市谷戸岡	○	11.3	○	0	30.5	○

*1：「○」は環境基準達成を、「×」は環境基準非達成を示す。

*2：「○」は年平均値が15 μg/m³以下を、「×」は年平均値が15 μg/m³を超えることを示す。

*3：「○」は1日平均値の年間98パーセンタイル値が35 μg/m³以下を、「×」は1日平均値の年間98パーセンタイル値が35 μg/m³を超えることを示す。

(2) 年平均値の推移 (図6)

有効測定局67局のうち、一般局46局の年平均値は10.6 μg/m³（平成29年度10.5 μg/m³）、自排局21局の年平均値は11.9 μg/m³（平成29年度11.8 μg/m³）で、平成29年度と比較して横ばいであった。

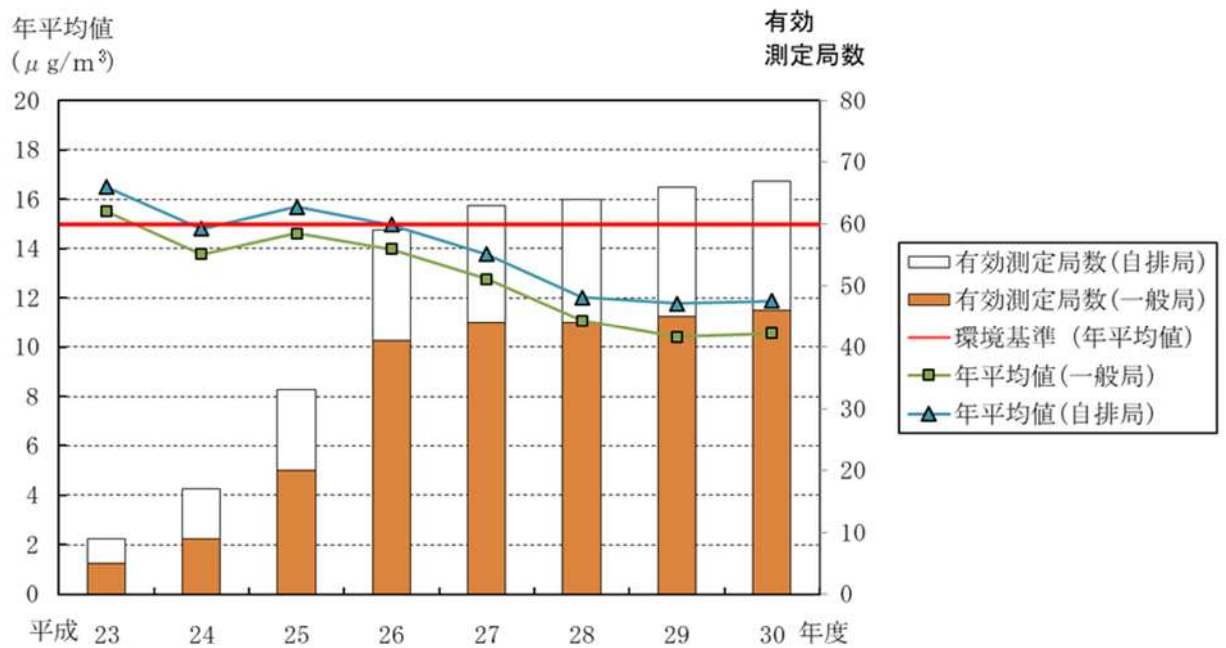


図 6 微小粒子状物質の年平均値及び有効測定局数の経年推移

(3) 高濃度予報による注意喚起の状況

平成 30 年度は、高濃度予報による注意喚起を行う測定値に達した日はなかった。

5 光化学オキシダント (Ox) の状況

光化学オキシダントは、一般局 60 局で測定を行った。

※ 光化学オキシダントの環境基準の評価方法について

○ 環境基準

1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。

○ 環境基準の評価方法

昼間（5～20 時）の 1 時間値が環境基準を超えないこと。

※ 光化学スモッグ注意報の発令基準について

光化学オキシダント濃度の 1 時間値が 0.12 ppm 以上となり、その状態が継続すると認められる時

(1) 環境基準の達成状況

全測定局において環境基準を達成しなかった。

(2) 昼間の日最高 1 時間値の年平均値の経年推移 (図 7)

昼間の日最高 1 時間値の年平均値は、平成 30 年度は 0.046 ppm で、平成 29 年度は 0.048 ppm であった。近年、横ばいで推移している。

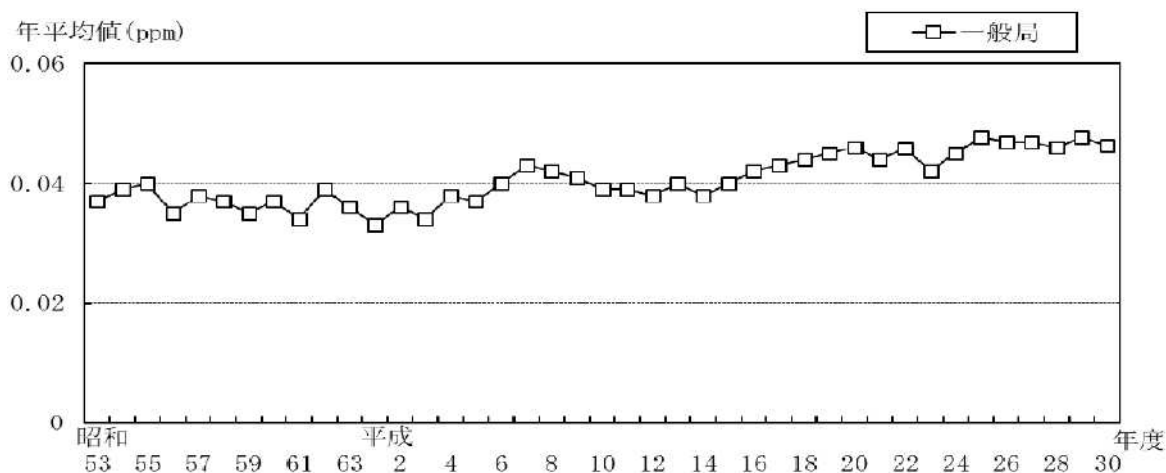


図 7 光化学オキシダント濃度（昼間の日最高 1 時間値の年平均値）の経年推移

(3) 光化学スモッグ注意報の発令状況等 (図 8)

注意報の発令日数は 8 日で、被害届出者数は 13 名であった。

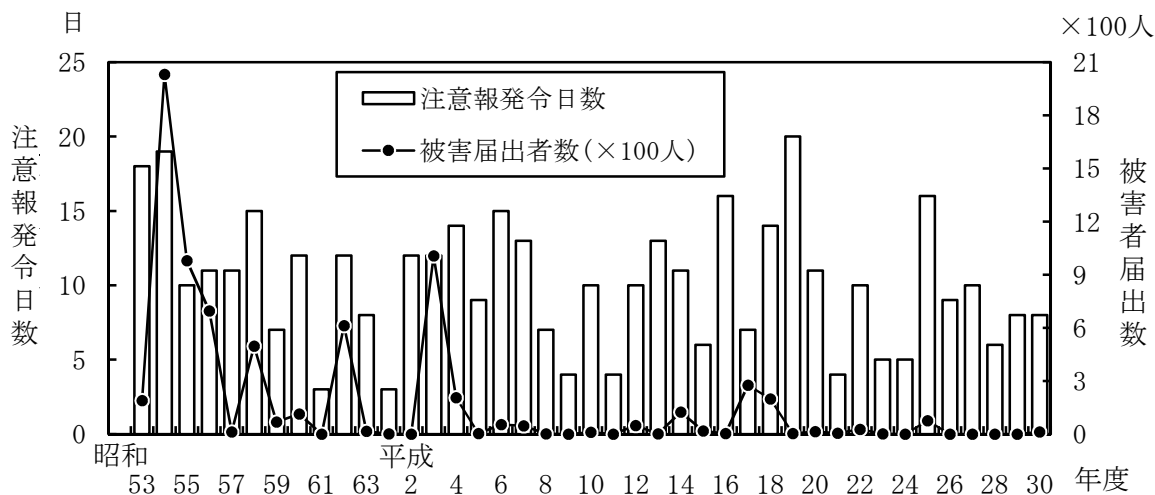


図 8 光化学スモッグ注意報発令日数等の経年推移

6 二酸化硫黄（SO₂）の状況

二酸化硫黄は、一般局 51 局で測定を行った。

※ 二酸化硫黄の環境基準の評価方法について

○ 環境基準

1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。

○ 環境基準の評価方法

<長期的評価>

年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、測定値の高い方から数えて 2 % の範囲内にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外した後の最高値（以下「2 % 除外値」という。）が 0.04 ppm 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 0.04 ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。

<短期的評価>

すべての 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が、0.1 ppm 以下であること。

注：有効測定時間が 6,000 時間に満たないものは、環境基準の評価対象とせず、参考値とする。

(1) 環境基準の達成状況（表 8）

測定を行った 51 局すべてで環境基準を達成した。

表 8 環境基準の達成状況

区分	28 年度	29 年度	30 年度
一般局	51/51	51/51	51/51
	100 %	100 %	100 %

(2) 年平均値の経年推移（図 9）

年平均値は 0.002 ppm で、経年推移は、近年、横ばいで推移している。

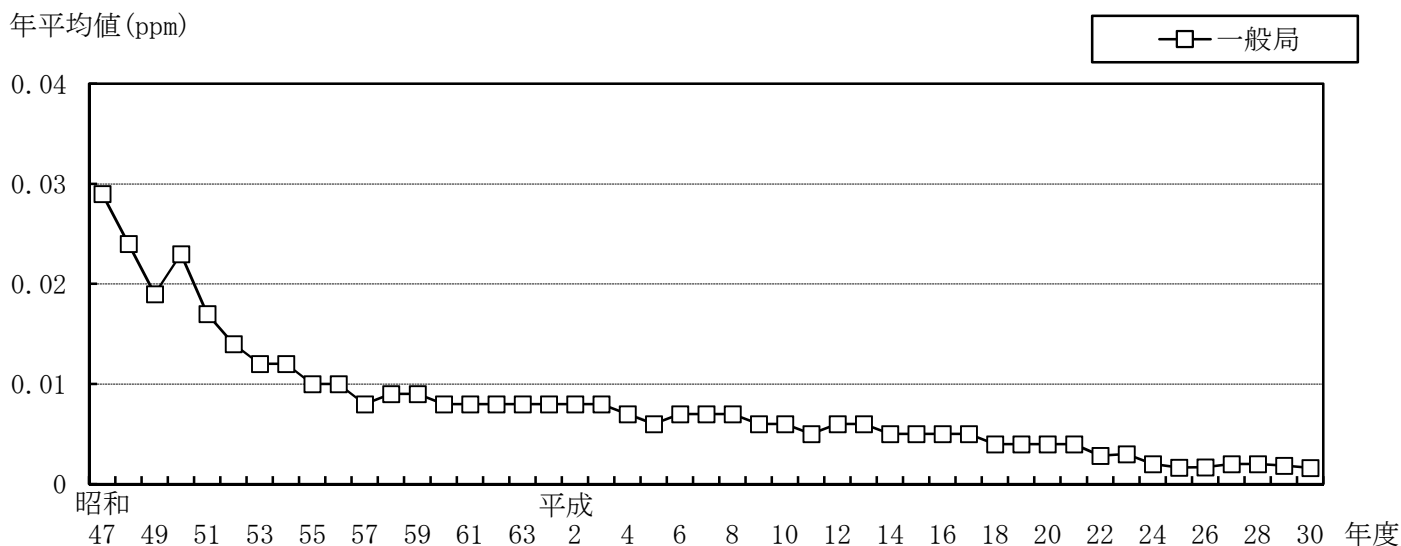


図 9 二酸化硫黄濃度の年平均値の経年推移

7 一酸化炭素 (CO) の状況

一酸化炭素は、一般局 3 局、自排局 16 局の合計 19 局で測定を行った。

※ 一酸化炭素の環境基準の評価方法について

○ 環境基準

1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値 (0～8 時、8～16 時、16～24 時までの各時間帯の平均値) が 20 ppm 以下であること。

○ 環境基準の評価方法

<長期的評価>

年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、測定値の高い方から数えて 2 % の範囲内にあるもの (365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値) を除外した後の最高値 (以下「2 % 除外値」という。) が 10 ppm 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 10 ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。

<短期的評価>

すべての 1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値 (0～8 時、8～16 時、16～24 時までの各時間帯の平均値) が 20 ppm 以下であること。

注： 有効測定時間が 6,000 時間に満たないものは、環境基準の評価対象とせず、参考値とする。

(1) 環境基準の達成状況

一般局は昭和 48 年度から、自排局は昭和 57 年度から、全測定局で環境基準を達成している。

(2) 年平均値の推移 (図 10)

19 局のうち、一般局 3 局の年平均値は 0.3 ppm、自排局 16 局の年平均値は 0.4 ppm で、経年推移は、近年、一般局、自排局ともに横ばいで推移している。

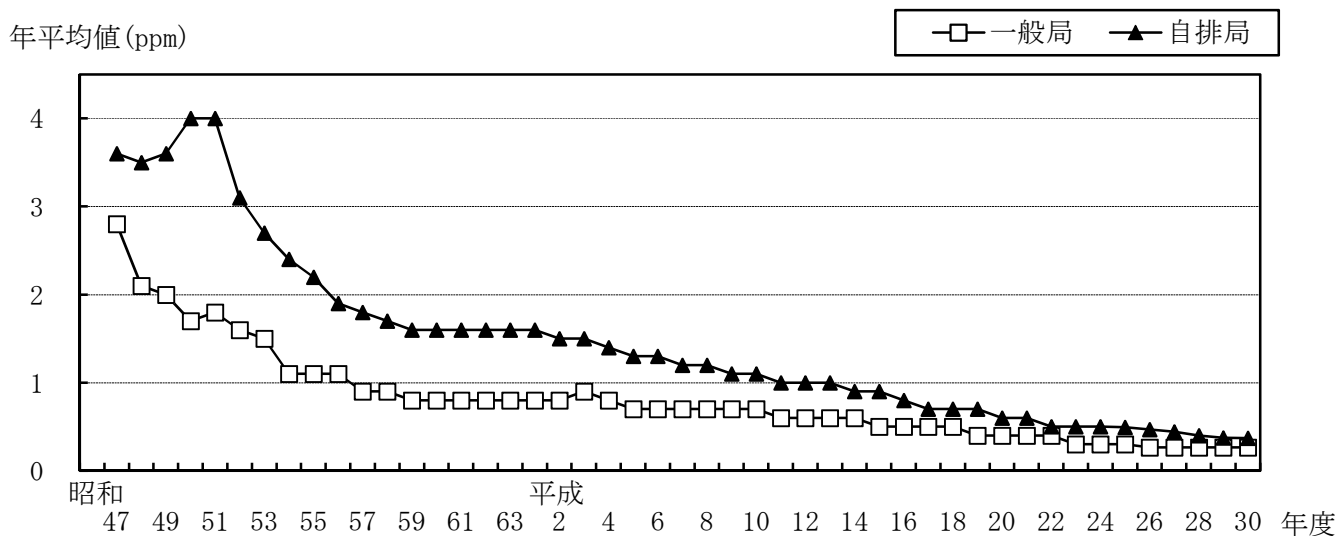


図 10 一酸化炭素濃度の年平均値の経年推移

(1) 一般環境大気測定局 (表 9)

No.	測定局名	二酸化窒素		浮遊粒子状物質					微小粒子状物質				光化学 オキシダント			二酸化硫黄				一酸化炭素				
		年平均値	日平均値 の年間 98％値	環境 基準	年平均 値	日平均値 の年間2％ 除外値	日平均値 が 0.10mg/m ³ を超えた 日が 2日以上 連続の 有無	長期的 評価	短期的 評価	年平均 値	日平均値 の年間 98％値	長期基準 に関する 評価	短期基準 に関する 評価	昼間の 1時間値 の 年平均値	昼間の 1時間値 の 年平均 値	環境 基準	年平均 値	日平均値 の年間2％ 除外値	長期的 評価	短期的 評価	年平均 値	日平均値 の年間2％ 除外値	長期的 評価	
																								ppm
1	鶴見区潮田交流プラザ	0.018	0.042	○	0.018	0.044	無	○	○	13.9	31.1	○	○	0.028	0.042	×	0.003	0.008	○	○	—	—	—	—
2	鶴見区生麦小学校	0.018	0.042	○	0.019	0.047	無	○	○	—	—	—	—	0.029	0.043	×	—	—	—	—	—	—	—	—
3	神奈川区総合庁舎	0.017	0.042	○	0.018	0.044	無	○	○	12.4	29.3	○	○	0.029	0.043	×	0.003	0.007	○	○	—	—	—	—
4	中区加曽台	0.017	0.042	○	0.018	0.045	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	中区本校	0.017	0.041	○	0.018	0.045	無	○	○	10.3	24.8	○	○	0.029	0.042	×	0.004	0.008	○	○	—	—	—	—
6	西区平沼小学校	0.017	0.042	○	0.019	0.046	無	○	○	12.0	28.4	○	○	0.030	0.043	×	0.002	0.005	○	○	—	—	—	—
7	南区横浜商業高校	0.016	0.041	○	0.018	0.045	無	○	○	9.9	23.4	○	○	0.031	0.046	×	0.002	0.005	○	○	—	—	—	—
8	保土ヶ谷区桜丘高校	0.014	0.037	○	0.017	0.044	無	○	○	11.6	27.3	○	○	0.030	0.044	×	0.002	0.004	○	○	—	—	—	—
9	磯子区総合庁舎	0.017	0.042	○	0.018	0.051	無	○	○	11.7	29.6	○	○	0.029	0.043	×	0.003	0.007	○	○	—	—	—	—
10	金沢区長浜	0.014	0.035	○	0.018	0.050	無	○	○	9.7	23.7	○	○	0.029	0.042	×	0.002	0.006	○	○	—	—	—	—
11	港北区総合庁舎	0.016	0.041	○	0.018	0.043	無	○	○	12.4	28.1	○	○	0.031	0.045	×	0.002	0.005	○	○	—	—	—	—
12	戸塚区汲沢小学校	0.013	0.035	○	0.018	0.050	無	○	○	—	—	—	—	0.034	0.048	×	0.002	0.004	○	○	—	—	—	—
13	港南区野庭中学校	0.013	0.036	○	0.017	0.044	無	○	○	9.0	23.3	○	○	0.032	0.046	×	0.002	0.005	○	○	—	—	—	—
14	旭区鶴ヶ峯小学校	0.014	0.037	○	0.017	0.046	無	○	○	9.0	22.5	○	○	0.034	0.048	×	0.002	0.004	○	○	—	—	—	—
15	緑区三保小学校	0.012	0.033	○	0.018	0.045	無	○	○	9.5	23.2	○	○	0.032	0.047	×	0.002	0.003	○	○	—	—	—	—
16	瀬谷区南瀬谷小学校	0.013	0.035	○	0.019	0.054	無	○	○	12.6	26.0	○	○	0.031	0.044	×	0.002	0.004	○	○	—	—	—	—
17	栄区上郷小学校	0.012	0.032	○	0.017	0.045	無	○	○	9.4	23.8	○	○	0.033	0.047	×	0.002	0.004	○	○	—	—	—	—
18	泉区総合庁舎	0.014	0.035	○	0.018	0.051	無	○	○	13.7	33.5	○	○	0.032	0.046	×	0.001	0.003	○	○	—	—	—	—
19	青葉区総合庁																							

○ 「－」は、未測定を示す。

○ 「昼間」とは、5時から20時までの時間帯をいう。

○ 「*1」は、有効測定時間が年間6,000時間を満たしていないことを示す。

(2) 自動車排出ガス測定局（表 10）

表 10 自動車排出ガス測定局における測定結果一覧

No.	測定局名	二酸化窒素		浮遊粒子状物質					微小粒子状物質					光化学 オキシダント			二酸化硫黄			一酸化炭素				
		年平均値	日平均値 の年間 98%値	環境 基準	年平均値	日平均値 の 年間2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続の有無	長期 的 評価	短期 的 評価	年平均値	日平均値 の年間 98%値	長期基準 に関する 評価	短期基準 に関する 評価	昼間の 1時間値 の 年平均値	昼間の 1時間値 の 年平均値	環境 基準	年平均値	日平均値 の 年間2% 除外値	長期 的 評価	短期 的 評価	年平均値	日平均値 の 年間2% 除外値	長期 的 評価	短期 的 評価
ppm	ppm	mg/m ³	mg/m ³	μg/m ³	μg/m ³	ppm	ppm	ppm	ppm															
1	鶴見区下末吉小学校	0.019	0.043	○	0.018	0.043	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	西区浅間下交差点	0.024 *2	0.048	○	0.019	0.054	無	○	○	13.3	32.1	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.5	0.9	○	○
3	磯子区滝頭	0.018	0.042	○	0.019	0.048	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	戸塚区矢沢交差点	0.019	0.040	○	0.018	0.051	無	○	○	12.7	30.0	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	港南中学校	0.018	0.041	○	0.019	0.049	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	旭区都岡小学校	0.017	0.036	○	0.017	0.045	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5	1	○	○
7	青葉台	0.018	0.041	○	0.018	0.046	無	○	○	14.3	31.3	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.5	0.8	○	○
8	資源循環都筑工場前	0.015	0.039	○	0.016	0.044	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	川崎市庁舎前	0.020	0.044	○	0.019	0.046	無	○	○	12.6	28.5	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.6	○	○
10	川崎市池上新田公園前	0.033 *2	0.057	○	0.022	0.059	無	○	×	12.8	28.2	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.6	○	○
11	川崎区日進町	0.019	0.043	○	0.015	0.038	無	○	○	14.0	31.8	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.6	○	○
12	幸区遠藤町交差点	0.027 *2	0.053	○	0.016	0.040	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.4	0.8	○	○
13	中原平和公園	0.017	0.043	○	0.018	0.044	無	○	○	16.0 *3	17.8 *3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	高津区二子	0.029 *2	0.051	○	0.016	0.036	無	○	○	13.0	29.5	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	多摩区本村橋	0.016	0.037	○	0.019	0.044	無	○	○	12.1	26.0	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	宮前平駅前	0.019	0.043	○	0.017	0.041	無	○	○	10.5	23.5	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	麻生区柿生	0.015	0.034	○	0.016	0.048	無	○	○	13.1	29.1	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	横須賀市小川町交差点	0.017	0.040	○	0.026	0.055	無	○	○	12.6	28.1	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.6	○	○
19	鎌倉市岡本	0.014	0.033	○	0.018	0.044	無	○	○	11.2	26.2	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.5	0.9	○	○
20	新逗子駅前	0.014	0.032	○	0.018	0.043	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	相模原市古淵	0.020	0.036	○	0.017	0.045	無	○	○	9.3	24.5	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.5	0.7	○	○
22	相模原市上溝	0.020	0.034	○	0.021	0.043	無	○	○	10.6	25.7	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.5	○	○
23	厚木市金田	0.024 *2	0.043	○	0.021	0.048	無	○	×	9.0	22.3	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	厚木市水引	—	—	—	—	—	—	—	—	11.7	26.8	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	大和市深見台交差点	0.018	0.041	○	0.015	0.040	無	○	○	11.9	26.6	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.2	0.6	○	○
26	平塚市松原歩道橋	0.015	0.034	○	0.017	0.046	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.2	0.5	○	○
27	藤沢橋	0.015	0.035	○	0.019	0.052	無	○	○	12.8	27.5	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.6	○	○
28	茅ヶ崎駅前交差点	0.013	0.033	○	0.019	0.047	無	○	○	12.6	27.7	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.8	○	○
29	秦野市本町	0.015	0.031	○	0.019	0.046	無	○	○	7.8	22.8	○	○	—	—	—	—	—	—	—	0.5	0.9	○	○
30	伊勢原市谷戸岡公園	0.018	0.032	○	0.018	0.052	無	○	○	11.3	30.5	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	小田原市民会館	0.010	0.022	○	0.021	0.060	無	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注)

- 「—」は、未測定を示す。
- 「環境基準」（長期的評価、短期的評価、長期基準、短期基準）については、「○」は達成を、「×」は非達成を示す。
- 「昼間」とは、5時から20時までの時間帯をいう。
- 「*2」は、県の環境目標（年平均値 0.02 ppm 以下）を達成していないことを示す。
- 「*3」は、有効測定日が年間 250 日を満たしていないことを示す。

（参考１） 微小粒子状物質の成分分析結果

神奈川県所管域２局（一般局１局、自排局１局）において、微小粒子状物質を四季ごとに採取し、成分分析を実施した。各局の平均値及び四季ごとの主要成分の割合は次のとおり。

微小粒子状物質の成分分析調査からは、微小粒子状物質の大気中での動きや二次生成粒子の生成機構の解明など、実態把握が期待される。

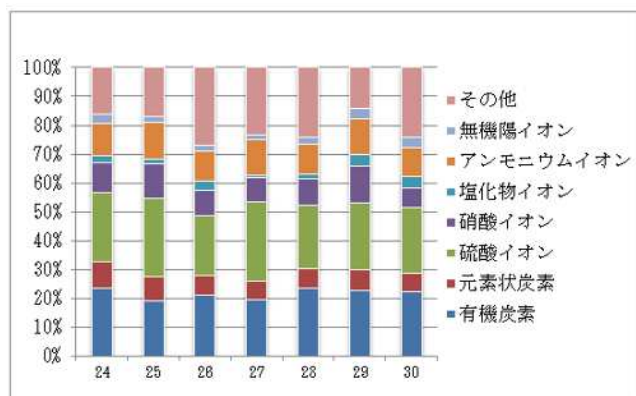


図 11 大和市役所（一般局）

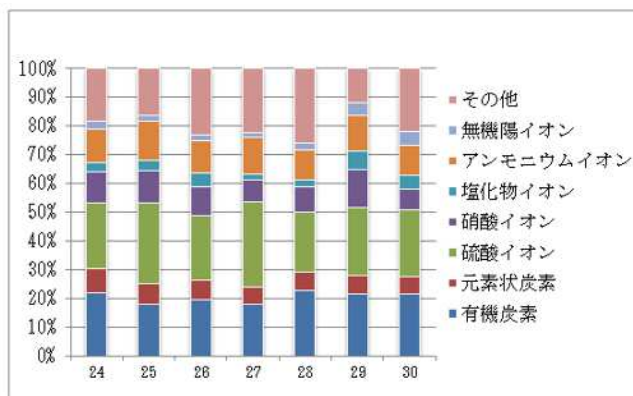
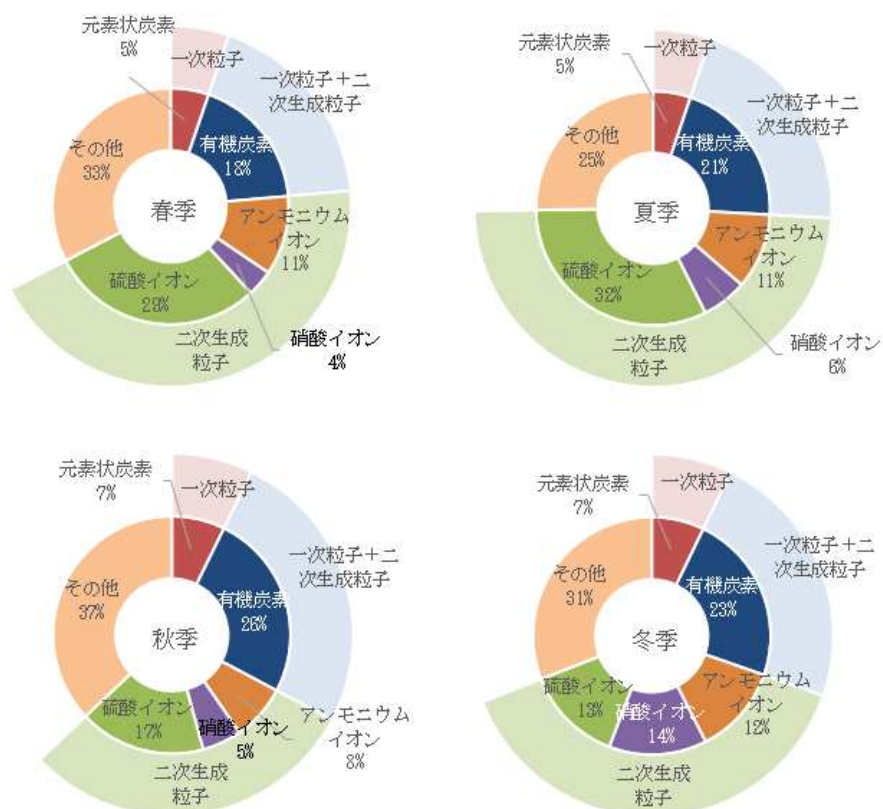


図 12 茅ヶ崎駅前交差点（自排局）



注)

- 一次粒子：物の燃焼などによって、工場や自動車などから直接大気中に排出される粒子
- 二次生成粒子：燃料の燃焼などによって発生する硫黄酸化物（SOx）・窒素酸化物（NOx）や、溶剤・塗料の使用時や植物などから発生する揮発性有機化合物（VOC）といったガス状物質が、大気中で光やオゾンと反応（光化学反応）して生成する粒子

図 13 平成 30 年度季節ごとの主要成分の割合（２局の平均値）

(参考2) 光化学オキシダント濃度の新指標の測定値

平成 26 年 9 月、環境省から、光化学オキシダント濃度の長期的な変化を評価するための新指標（日最高値 8 時間移動平均値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年移動平均値）が示された。県内の新指標による経年変化を見ると、近年、低下傾向にある（図 14）。また、一定濃度以上となる局数の経年変化を見ると、近年、90 ppb 以上の局数が減少している（図 15）。

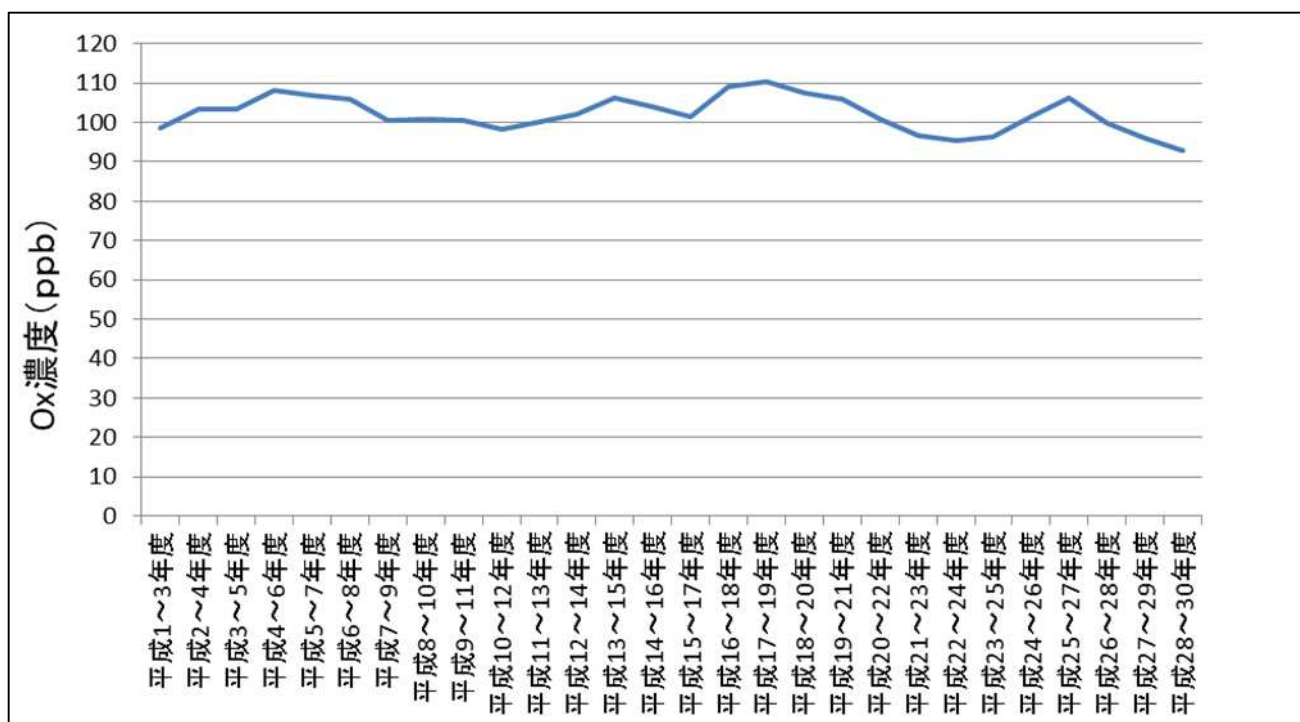


図 14 日最高 8 時間移動平均値の年間 99 パーセンタイル値 3 年移動平均の経年変化

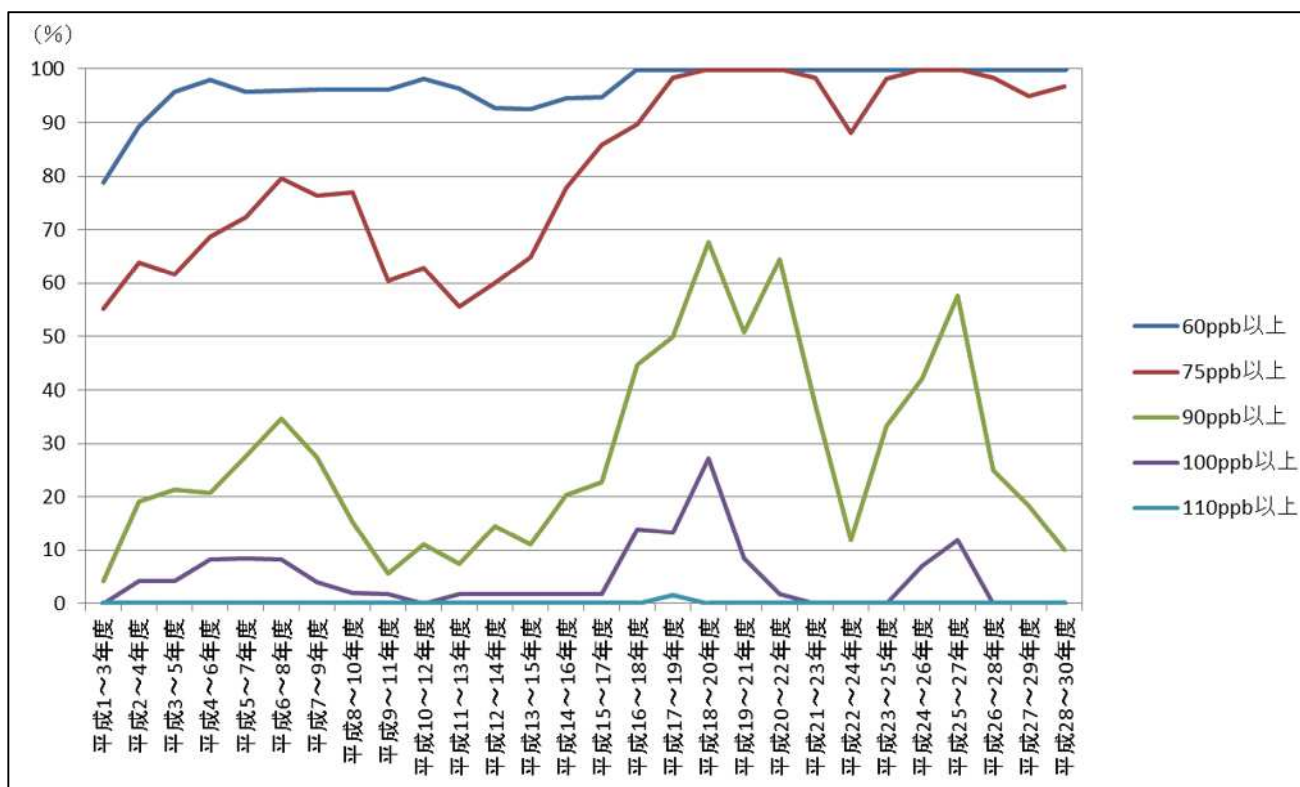


図 15 日最高 8 時間移動平均値の年間 99 パーセンタイル値 3 年移動平均が一定濃度以上となる局数の経年変化

Ⅱ 有害大気汚染物質等モニタリング調査結果

県及び大気汚染防止法の政令市である横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市は、同法第 22 条第 1 項に基づき、有害大気汚染物質等モニタリング調査を行っている。平成 30 年度の測定結果は次のとおりである。

1 実施期間

平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで

2 対象物質

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」（以下「事務処理基準」という。）で測定を実施することとして掲げられた、大気汚染による人への健康リスクがある程度高いと考えられる「優先取組物質」20 物質並びに「水銀及びその化合物」の計 21 物質を対象とした。（表 11）

表 11 事務処理基準で測定対象として掲げられている物質

区 分	物 質
環境基準設定物質 (4 物質)	ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン
指針値*1設定物質 (9 物質)	アクリロニトリル 塩化ビニルモノマー クロロホルム 1,2-ジクロロエタン 1,3-ブタジエン 水銀及びその化合物 ニッケル化合物 ヒ素及びその化合物 マンガン及びその化合物
その他の物質 (8 物質)	アセトアルデヒド ホルムアルデヒド ベリリウム及びその化合物 クロム及びその化合物*2 ベンゾ[a]ピレン 酸化エチレン 塩化メチル トルエン

*1 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値で、現に行われている大気モニタリング結果等の評価や事業者による排出抑制努力の指標として設定されている。

なお、指針値を短期的に上回る状況があっても、直ちに人の健康に悪影響が現れるようなものと解すべきではないとされている。

*2 優先取組物質としてクロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物が定められているが、国が定める事務処理基準では、当面、クロム及びその化合物を測定することとされている。

3 測定地点

事務処理基準及び「有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン」（平成 25 年 8 月 30 日環境省策定）に基づいて地点を選定した（図 16、表 12）。

(参考)

事務処理基準に基づく地域分類

(平成 13 年 5 月 21 日付け環管大第 177 号、環管自第 75 号。平成 25 年 8 月 30 日最終改正)

1 属性による分類

○ 一般環境

固定発生源又は移動発生源からの有害大気汚染物質の排出の直接の影響を受けにくいと考えられる地点において、地域における有害大気汚染の状況の継続的把握が効果的になされる地点

○ 固定発生源周辺

固定発生源における有害大気汚染物質の製造、使用及び排出の状況、気象条件及び物理的条件を勘案して、排出が予想される物質の濃度が、固定発生源における他の地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点

○ 沿道

交差点、道路、道路端付近において、車種別交通量、走行速度、気象条件及び地理的条件を勘案し、自動車からの排出が予想される有害大気汚染物質の濃度が、沿道における他の地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点

2 地点区分による分類

○ 全国標準監視地点

全国的な視点を踏まえ、測定可能な全ての優先取組物質の大気環境の全般的な状況とその経年変化の把握を目的に選定される測定地点

○ 地域特設監視地点

全国標準監視地点以外の測定地点であって、地域的な視点を踏まえ、発生源の状況を勘案し、それらの人の健康への影響が懸念される場所の監視等、地域の実情に応じた目的で選定される測定地点



図 16 有害大気汚染物質等モニタリング測定地点

表 12 有害大気汚染物質等モニタリング測定地点一覧

調査機関	No.	調査地点	環境基準設定物質			指針値設定物質										その他物質										測定 頻度	測定 頻度	測定地点 区分	備考
			ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	水銀及びその化合物	ニッケル化合物	クロロホルム	1,2-ジクロロエタン	1,3-ブタジエン	ヒ素及びその化合物	マンガン及びその化合物	アセトアルデヒド	ホルムアルデヒド	ベリリウム及びその化合物	クロム及びその化合物	ベンゾ〔a〕ピレン	酸化エチレン	塩化メチル	トルエン						
神奈川県	1	小田原市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	年12回	全国標準監視地点	その他物質は 年4回測定			
	2	秦野市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	年12回		その他物質は 年4回測定			
	3	厚木市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	年12回		その他物質は 年4回測定			
	4	大和市深見台交差点	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	21	年12回		その他物質は 年4回測定			
	5	県流域下水道整備事務所 門沢橋ポンプ場	△	－	－	－	－	－	－	－	△	－	－	△	△	－	△	－	－	△	－	△	6	年12回	地域特設監視地点	その他物質は 年4回測定			
	6	大和市立大和小学校	△	－	－	－	－	－	－	－	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△	3	年12回	その他物質は 年4回測定					
横浜市	7	鶴見区潮田交流プラザ	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	21	年12回	全国標準監視地点				
	8	緑区三保小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	年12回					
	9	磯子区滝頭	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	21	年12回					
川崎市	10	中原測定局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	年12回	全国標準監視地点				
	11	多摩測定局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	年12回					
	12	大師測定局	□	○	○	□	□	○	○	○	□	□	○	□	□	○	○	○	□	□	□	□	21	年12回					
	13	池上測定局	◇	○	○	□	□	○	○	□	△	○	○	◇	◇	○	○	△	□	□	△	21	年12回						
相模原市	14	相模原市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	年12回	全国標準監視地点				
横須賀市	15	横須賀市職員厚生会館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	年12回	全国標準監視地点				
	16	追浜行政センター分館	□	○	○	□	○	□	○	○	○	○	□	○	□	○	○	□	□	□	□	21	年12回						
平塚市	17	旭小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	年12回	全国標準監視地点				
	18	八幡小学校	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	21	年12回						
	19	神田小学校	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	21	年12回					
藤沢市	20	藤沢市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	年12回	全国標準監視地点				
	21	藤沢橋	△	－	－	－	－	－	－	－	△	－	－	△	△	－	△	－	－	△	－	△	6	年12回	地域特設監視地点				
	22	御所見小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	年2回					

※ 騒音対策のため、ハイボリウムエアサンプラーの測定項目のみ多摩区生田浄水場で実施

注1) ○は「一般環境」、△は「沿道」、□は「固定発生源周辺」、◇は「沿道かつ固定発生源周辺」の地点属性をそれぞれ示す。

注2) 「—」は測定無しを示す。

4 測定方法

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 23 年 3 月 環境省 水・大気環境局 大気環境課編）に基づき実施した。

5 測定結果等

(1) ベンゼン等環境基準設定物質の測定結果等

ア 環境基準

大気汚染に係る環境基準が設定されているベンゼン等4物質の環境基準は次のとおり。

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	年平均値が 0.003 mg/m^3 ($3 \text{ }\mu\text{g/m}^3$) 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.13 mg/m^3 ($130 \text{ }\mu\text{g/m}^3$) 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m^3 ($200 \text{ }\mu\text{g/m}^3$) 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が 0.15 mg/m^3 ($150 \text{ }\mu\text{g/m}^3$) 以下であること。

イ 測定結果 (表13)

(ア) ベンゼン

測定を行った 22 地点の年平均値は、 $0.65 \sim 2.0 \text{ }\mu\text{g/m}^3$ であり、すべての地点で環境基準を達成した。

測定地点の属性ごとの年平均値は、測定を開始した平成9年度にすべての地点属性で環境基準を達成していなかったが、その後緩やかに低下し、平成 17 年度以降、すべての地点属性で環境基準を達成している (図 17)。

(イ) トリクロロエチレン

測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.095 \sim 1.3 \text{ }\mu\text{g/m}^3$ であり、すべての地点で環境基準を達成した。

測定地点の属性ごとの年平均値は、環境基準と比べて低濃度で推移しており、近年ではほぼ横ばいである (図 18)。

(ウ) テトラクロロエチレン

測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.022 \sim 0.40 \text{ }\mu\text{g/m}^3$ であり、すべての地点で環境基準を達成した。

測定地点の属性ごとの年平均値は、環境基準と比べて低濃度で推移しており、近年ではほぼ横ばいである (図 19)。

(エ) ジクロロメタン

測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.81 \sim 1.9 \text{ }\mu\text{g/m}^3$ であり、すべての地点で環境基準を達成した。

測定地点の属性ごとの年平均値は、環境基準と比べて低濃度で推移しており、近年ではほぼ横ばいである (図 20)。

表 13 ベンゼン等の環境基準達成状況

単位：μg/m³

属性	実施主体	測 定 地 点	ベンゼン		トリクロロ エチレン		テトラクロロ エチレン		ジクロロメタン		(参考) 地点区分
			環境基準	達成 状況 *	環境基準	達成 状況 *	環境基準	達成 状況 *	環境基準	達成 状況 *	
			3		130		200		150		
一般環境	県	小田原市役所	1.5	○	0.095	○	0.093	○	1.1	○	全国標準 監視地点
		秦野市役所	1.0	○	0.13	○	0.043	○	1.7	○	全国標準 監視地点
		厚木市役所	1.4	○	0.21	○	0.041	○	1.3	○	全国標準 監視地点
	横浜市	緑区三保小学校	0.69	○	0.35	○	0.11	○	1.0	○	全国標準 監視地点
	川崎市	大師測定局	—	—	1.3	○	0.40	○	1.5	○	全国標準 監視地点
		池上測定局	—	—	1.1	○	0.25	○	1.9	○	全国標準 監視地点
		中原測定局	0.84	○	0.93	○	0.36	○	1.5	○	全国標準 監視地点
		多摩測定局	1.1	○	0.78	○	0.23	○	1.7	○	全国標準 監視地点
		生田浄水場	—	—	—	—	—	—	—	—	全国標準 監視地点
	相模原市	市役所測定局	0.78	○	0.56	○	0.23	○	1.3	○	全国標準 監視地点
	横須賀市	横須賀市職員厚生会館	0.93	○	0.35	○	0.11	○	0.97	○	全国標準 監視地点
		追浜行政センター分館	—	—	0.41	○	0.13	○	—	—	全国標準 監視地点
	平塚市	旭小学校局	0.75	○	0.26	○	0.080	○	1.2	○	全国標準 監視地点
	藤沢市	藤沢市役所	1.2	○	0.29	○	0.041	○	1.6	○	全国標準 監視地点
		御所見小学校	0.65	○	0.17	○	0.022	○	0.81	○	地域特設 監視地点
固定 発生源 周辺	横浜市	鶴見区潮田交流プラザ	0.78	○	0.61	○	0.18	○	1.5	○	全国標準 監視地点
	川崎市	大師測定局	1.6	○	—	—	—	—	—	—	全国標準 監視地点
	川崎市	池上測定局	—	—	—	—	—	—	—	—	全国標準 監視地点
	相模原市	市役所測定局	—	—	—	—	—	—	—	—	全国標準 監視地点
	横須賀市	追浜行政センター分館	1.1	○	—	—	—	—	1.2	○	全国標準 監視地点
	平塚市	八幡小学校	0.79	○	0.33	○	0.15	○	1.4	○	全国標準 監視地点
沿道＋固定 発生源周辺	川崎市	池上測定局	2.0	○	—	—	—	—	—	—	全国標準 監視地点
沿 道	県	大和市深見台交差点	1.3	○	0.40	○	0.069	○	1.5	○	地域特設 監視地点
		県流域下水道整備事務所 門沢橋ポンプ場	0.83	○	—	—	—	—	—	—	地域特設 監視地点
		大和市立大和小学校	0.92	○	—	—	—	—	—	—	地域特設 監視地点
	横浜市	磯子区滝頭	0.95	○	0.42	○	0.11	○	1.0	○	全国標準 監視地点
	川崎市	池上測定局	—	—	—	—	—	—	—	—	全国標準 監視地点
	平塚市	神田小学校	0.79	○	0.32	○	0.11	○	1.5	○	全国標準 監視地点
	藤沢市	藤沢橋	0.89	○	—	—	—	—	—	—	地域特設 監視地点

* 「—」は測定を行っていないことを、「○」は環境基準達成を示す。

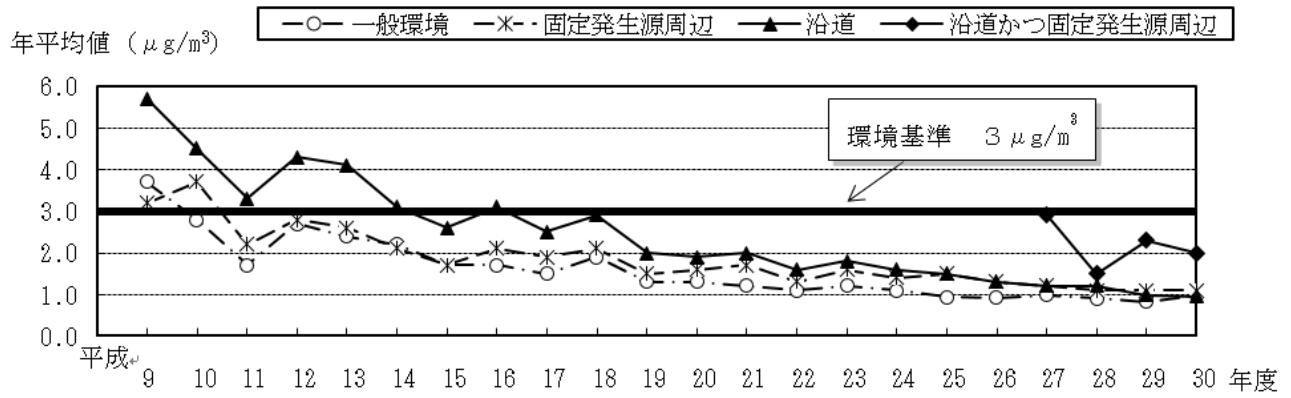


図 17 ベンゼンの地点属性ごとの年平均値の経年推移

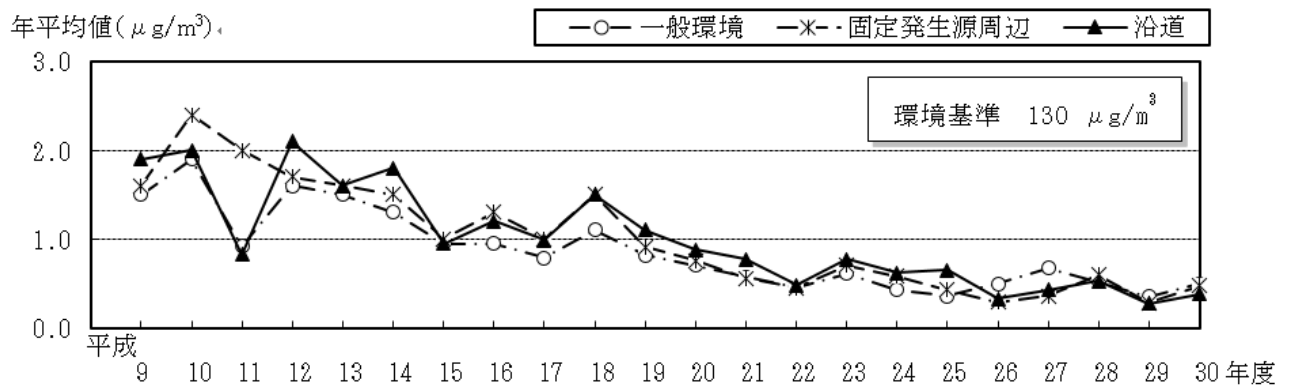


図 18 トリクロロエチレンの地点属性ごとの年平均値の経年推移

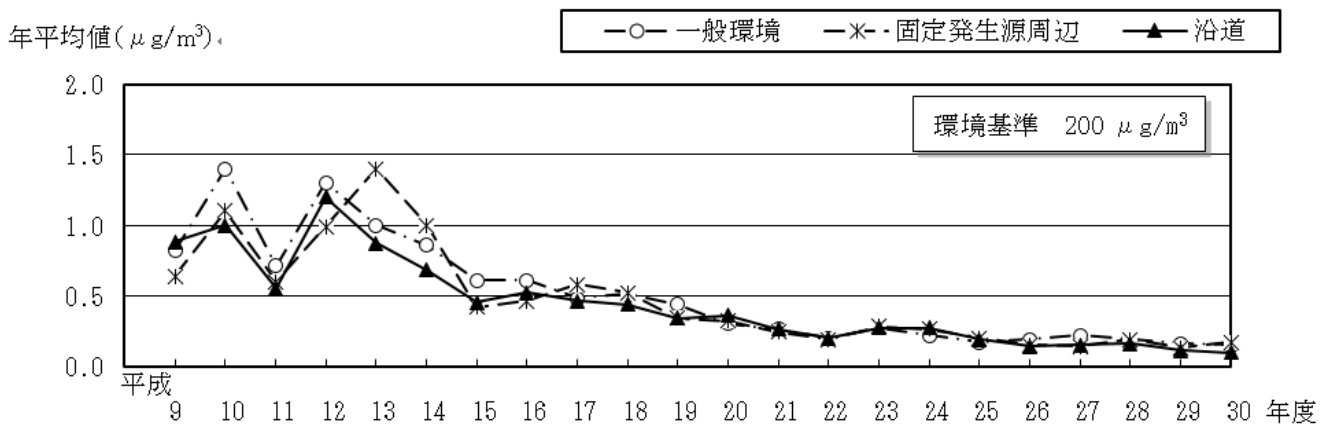


図 19 テトラクロロエチレンの地点属性ごとの年平均値の経年推移

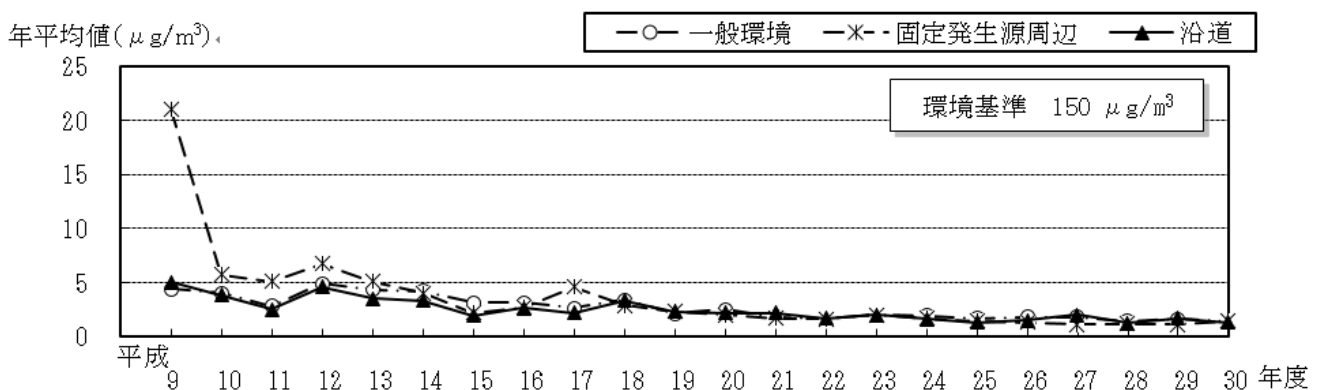


図 20 ジクロロメタンの地点属性ごとの年平均値の経年推移

(2) アクリロニトリル等指針値設定物質の測定結果

ア 指針値

指針値が設定されているアクリロニトリル等9物質の指針値は次のとおりである。

物 質	指 針 値
アクリロニトリル	年平均値が $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	年平均値が $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀及びその化合物	年平均値が $0.04 \mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	年平均値が $0.025 \mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下であること。
クロロホルム	年平均値が $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	年平均値が $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	年平均値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	年平均値が $6 \text{ ng As}/\text{m}^3$ ($0.006 \mu\text{g As}/\text{m}^3$) 以下であること。
マンガン及びその化合物	年平均値が $0.14 \mu\text{g Mn}/\text{m}^3$ 以下であること。

イ 測定結果 (表14)

(ア) アクリロニトリル

測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.010 \sim 0.25 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を満足した。

(イ) 塩化ビニルモノマー

測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.0032 \sim 0.14 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を満足した。

(ウ) 水銀及びその化合物

測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.0013 \sim 0.0046 \mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を満足した。

(エ) ニッケル化合物

測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.00068 \sim 0.017 \mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を満足した。

(オ) クロロホルム

測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.10 \sim 3.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を満足した。

(カ) 1,2-ジクロロエタン

測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.060 \sim 0.17 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を満足した。

(キ) 1,3-ブタジエン

測定を行った 22 地点の年平均値は、 $0.040 \sim 0.42 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を満足した。

(ク) ヒ素及びその化合物

測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.00013 \sim 0.0013 \mu\text{g As}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を満足した。

(ケ) マンガン及びその化合物

測定を行った 19 地点の年平均値は、 $0.0035 \sim 0.11 \mu\text{g Mn}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を満足した。

表 14 アクリロニトリル等指針値設定物質の測定結果の概要

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	地域分類	平均値	年平均値 最小値	年平均値 最大値	平成29年度 全国平均値
アクリロニトリル	一般環境	0.036 (0.037)	0.013 (0.010)	0.10 (0.10)	0.049
	固定発生源周辺	0.13	0.040	0.25	0.18
	沿道	0.064	0.025	0.13	0.061
塩化ビニルモノマー	一般環境	0.028 (0.028)	0.0091 (0.0032)	0.057 (0.057)	0.030
	固定発生源周辺	0.075	0.016	0.14	0.20
	沿道	0.028	0.018	0.049	0.026
水銀及びその化合物	一般環境	0.0023 (0.0024)	0.0014 (0.0014)	0.0046 (0.0046)	0.0019
	固定発生源周辺	0.0016	0.0013	0.0018	0.0019
	沿道	0.0018	0.0016	0.0019	0.0017
ニッケル化合物	一般環境	0.0042 (0.0043)	0.00068 (0.00068)	0.017 (0.017)	0.0028
	固定発生源周辺	0.0043	0.0036	0.0050	0.0059
	沿道	0.0020	0.0013	0.0032	0.0032
クロロホルム	一般環境	0.37 (0.38)	0.13 (0.10)	3.2 (3.2)	0.23
	固定発生源周辺	0.20	0.20	0.20	0.37
	沿道	0.18	0.17	0.20	0.25
1,2-ジクロロエタン	一般環境	0.12 (0.12)	0.093 (0.060)	0.15 (0.15)	0.14
	固定発生源周辺	0.15	0.14	0.17	0.43
	沿道	0.14	0.11	0.16	0.15
1,3-ブタジエン	一般環境	0.052 (0.058)	0.040 (0.040)	0.078 (0.078)	0.069
	固定発生源周辺	0.14	0.061	0.28	0.19
	沿道	0.12	0.059	0.42	0.11
ヒ素及びその化合物	一般環境	0.00066 (0.00067)	0.00025 (0.00013)	0.0013 (0.0013)	0.00095
	固定発生源周辺	0.00096	0.00092	0.0010	0.0054
	沿道	0.00077	0.00039	0.0010	0.0010
マンガン及びその化合物	一般環境	0.023 (0.024)	0.0035 (0.0035)	0.11 (0.11)	0.016
	固定発生源周辺	0.022	0.020	0.024	0.043
	沿道	0.017	0.0080	0.022	0.021

注1) 括弧内の数字は年12回測定以外の地点も含めて評価した値

注2) 各地点における年平均値を算出する際、検出下限値未満である測定値は検出下限値の1/2として算出した。

(3) その他の物質（表 15）

その他の 8 物質については、環境基準または指針値が設定されていないため、環境省及び各自治体を実施した平成 29 年度有害大気汚染物質モニタリング調査による全国平均値と比較した。

その結果、すべての物質について、測定を行った地点の年平均値は、平成 29 年度全国平均値と比較してほぼ同等の値であった。

表 15 その他の有害大気汚染物質の測定結果の概要

(単位：μg/m ³)					
物質名	地域分類	平均値	年平均値 最小値	年平均値 最大値	平成29年度 全国平均値
アセトアルデヒド	一般環境	1.8 (2.0)	1.6 (1.5)	2.9 (2.9)	2.1
	固定発生源周辺	2.2	1.7	3.1	2.0
	沿道	2.0 (2.0)	1.8 (1.8)	2.2 (2.2)	2.4
	沿道かつ固定発生源周辺	3.6	—	—	4.3
ホルムアルデヒド	一般環境	1.9 (1.8)	1.3 (1.1)	2.8 (2.8)	2.4
	固定発生源周辺	2.4	1.9	3.2	2.6
	沿道	1.8 (1.6)	1.3 (1.2)	2.3 (2.3)	2.7
	沿道かつ固定発生源周辺	3.6	—	—	2.8
ペリラム及びその化合物	一般環境	0.000018 (0.000015)	0.0000034 (0.0000014)	0.000033 (0.000033)	0.000017
	固定発生源周辺	0.000021	0.000017	0.000024	0.000020
	沿道	0.000022 (0.000015)	0.000019 (0.0000018)	0.000024 (0.000024)	0.000023
クロム及びその化合物	一般環境	0.0056 (0.0048)	0.0014 (0.00047)	0.023 (0.023)	0.0038
	固定発生源周辺	0.0052	0.0027	0.0077	0.0073
	沿道	0.0039 (0.0028)	0.0028 (0.00074)	0.0050 (0.0050)	0.0043
ベンゾ [a] ピレン	一般環境	0.00013 (0.00013)	0.000067 (0.000067)	0.00050 (0.00050)	0.00013
	固定発生源周辺	0.00014	0.000074	0.00021	0.00026
	沿道	0.00023 (0.00019)	0.000054 (0.000054)	0.00063 (0.00063)	0.00014
酸化エチレン	一般環境	0.058 (0.060)	0.044 (0.043)	0.10 (0.10)	0.080
	固定発生源周辺	0.10	0.054	0.20	0.12
	沿道	0.057 (0.056)	0.052 (0.052)	0.061 (0.061)	0.068
塩化メチル	一般環境	1.2 (1.3)	1.2 (1.0)	1.5 (1.5)	1.4
	固定発生源周辺	1.4	1.3	1.6	1.6
	沿道	1.3 (1.3)	1.3 (1.2)	1.3 (1.3)	1.3
トルエン	一般環境	8.0 (11)	4.3 (4.3)	24 (27)	5.7
	固定発生源周辺	9.9	5.8	13	7.4
	沿道	10 (13)	6.3 (6.3)	19 (19)	7.1

注 1) 括弧内の数字は年 12 回測定以外の地点も含めて評価した値

注 2) 沿道かつ固定発生源周辺は 1 地点しか測定していないため、最小値及び最大値は「—」とした。

注 3) 各地点における年平均値を算出する際、検出下限値未満である測定値は検出下限値の 1/2 として算出した。

(参考 1) 大気汚染物質について

1 二酸化窒素 (NO₂)

赤褐色の気体で、大気中の窒素酸化物 (NO_x) の主要成分である。

空気中で燃料などの物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で窒素酸化物が生成し、燃焼温度が高温になるほど多量に生成する。

主な発生源は、工場・事業場、自動車などである。

呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。

2 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10 μm (=0.01 mm) 以下の微細な粒子の総称である。

主な発生源は、工場・事業場、ディーゼル自動車などがあり、ばいじんや粉じんなどの一次生成粒子の他に、排気ガス中の成分などが大気中で反応してできる二次生成粒子がある。また人為発生源に由来する粒子の他に、土壌粒子、海塩粒子など自然由来によるものもある。

大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

3 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μm (=0.0025 mm) 以下の微細な粒子の総称である。

主な発生源は浮遊粒子状物質 (SPM) と同様と考えられるが、人為発生源に由来する粒子の比率が高いといわれている。

微小粒子状物質は粒径が小さいため、吸い込むと肺の奥まで達し、ぜん息など呼吸器の疾患、脳血管疾患など循環器の疾患、肺がんを引き起こすおそれがあるとされている。

4 光化学オキシダント (O_x)

オゾン (O₃)、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) などの酸化性物質の総称であり、大気中の窒素酸化物 (NO_x) と炭化水素 (炭素と水素からなる物質の総称) から、紫外線による光化学反応で生成する。

なお、光化学スモッグとは、日差しが強い、気温が高い、風が弱いなどの特殊な気象条件下で光化学オキシダントが滞留し、白くモヤがかかったような状態のことをいう。

いわゆる光化学スモッグの原因となり、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

5 二酸化硫黄 (SO₂)

無色、刺激臭のある気体であり、主に、火山活動などの自然現象によるもののほか、化石燃料に含まれる硫黄分 (S 分) の燃焼、酸化により生成する。

呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われている。

6 一酸化炭素 (CO)

無色、無臭の気体で、主として物の不完全燃焼により生成する。都市部では、主に自動車排出ガスに起因するといわれている。

血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。

(一部、環境省資料から引用)

(参考2) 有害大気汚染物質等について

物 質 名	用 途	毒 性
ベンゼン	有機合成原料、合成樹脂・合成ゴム・スチレンモノマー等原料、溶剤	麻酔作用、造血機能障害、発ガン性
トリクロロエチレン	代替フロンの原料、脱脂洗浄剤、溶剤、殺虫剤、羊毛脱脂洗浄	麻酔作用、中枢神経障害
テトラクロロエチレン	代替フロンの原料、ドライクリーニング溶剤、脱脂洗浄剤、溶剤	麻酔作用、中枢神経障害、肝機能障害
ジクロロメタン	洗浄剤、医薬・農薬溶剤、エアゾール噴射剤、塗料はく離剤	麻酔作用、中枢神経障害
アクリロニトリル	合成樹脂原料、塗料・化粧品原料などの合成原料、アクリルアミドの原料	麻酔作用、神経障害、皮膚炎
塩化ビニルモノマー	ポリ塩化ビニル原料	麻酔作用、発ガン性
水銀及びその化合物	各種電極、金・銀などの抽出液、蛍光灯、計器類（血圧計、温度計、体温計など）	腎障害、中枢神経障害
ニッケル化合物	電気メッキ、電鍍、触媒、着色剤、ステンレス鋼・特殊鋼原料、電池	呼吸器障害、皮膚炎、発ガン性
クロロホルム	代替フロンの原料、フッ素樹脂原料、抽出溶剤	麻酔作用、肝機能障害
1,2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー原料、フィルム洗浄剤、溶剤、殺虫剤、燻蒸剤	肝・腎障害、中枢神経障害、麻酔作用
1,3-ブタジエン	合成ゴム原料、合成樹脂原料	麻酔作用、発ガン性
ヒ素及びその化合物	高純度半導体、防腐剤、合金添加元素、ガラス消泡剤	皮膚の色素沈着、肝・腎・胃腸障害、発ガン性、末梢神経障害
マンガン及びその化合物	乾電池、酸化剤、フェライト、花火・マッチ原料、硝子着色剤	呼吸器障害、運動失調、パーキンソン病
アセトアルデヒド	有機合成原料、防腐剤、防カビ剤、写真現像溶剤、燃料配合剤、接着剤	呼吸器障害、麻酔作用
ホルムアルデヒド	合成樹脂原料、消毒剤、有機合成原料	皮膚炎、呼吸器障害、発ガン性
ベリリウム及びその化合物	工業用製品原料（X線窓、航空機部品等）、音響用スピーカーの振動板	皮膚炎、結膜炎、肺疾患、発ガン性
六価クロム化合物	研磨剤、顔料、皮なめし剤、写真製版	発ガン性
ベンゾ[a]ピレン	非意図的生成物質	発ガン性
酸化エチレン	有機合成原料、界面活性剤、燻蒸消毒、殺菌剤	発ガン性、末梢神経障害
塩化メチル	シリコン樹脂の原料、界面活性剤、農薬の原料	麻酔作用
トルエン	有機合成原料、添加剤、溶剤	神経障害、腎障害、麻酔作用

備考

リスクコミュニケーションのための化学物質ファクトシート 2012 年版（環境省）及び GHS 関係各省による分類結果等を参考にした。